

シ各上長ハ之ニ關スル一切ノ手續ヲナシ便宜ヲ計ルモノトス

◎第八章 附 則

第八拾壹條

本則ハ大正拾年八月壹日ヨリ實施スルモノトス

第八拾貳條

本則ニ規定セザルモノハ必要ニ應ジ揭示スルモノトス

第八拾參條

本則ハ必要ニ應ジ之ヲ改廢變更スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テ新規則ハ揭示ト同時ニ

第八拾四條

直ニ其效力ヲ有スルモノトス
曩ニ規定セルモノニシテ本則ト抵觸スル條項ハ本則施行ト同時ニ其效力ヲ失スルモノト

ス